

小田原市漁港管理条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

○小田原市漁港管理条例（昭和39年小田原市条例第75号）（抄）

改正後		改正前																							
別表第1（第11条関係）		別表第1（第11条関係）																							
1 使用料		1 使用料																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">岸壁 使用 料</td> <td>水産物</td> <td><u>重量</u>50キログラムにつき 2円</td> </tr> <tr> <td>一般貨物</td> <td><u>重量</u>1トンにつき 50円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区分		料金	岸壁 使用 料	水産物	<u>重量</u> 50キログラムにつき 2円	一般貨物	<u>重量</u> 1トンにつき 50円	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">岸壁 使用 料</td> <td>水産物</td> <td><u>数量</u>50キログラムにつき 2円</td> </tr> <tr> <td>一般貨物</td> <td><u>数量</u>1トンにつき 50円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区分		料金	岸壁 使用 料	水産物	<u>数量</u> 50キログラムにつき 2円	一般貨物	<u>数量</u> 1トンにつき 50円	(略)		
区分		料金																							
岸壁 使用 料	水産物	<u>重量</u> 50キログラムにつき 2円																							
	一般貨物	<u>重量</u> 1トンにつき 50円																							
(略)																									
区分		料金																							
岸壁 使用 料	水産物	<u>数量</u> 50キログラムにつき 2円																							
	一般貨物	<u>数量</u> 1トンにつき 50円																							
(略)																									
2 漁港施設占用料		2 漁港施設占用料																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>広告板</u>その他これに類する物件</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	料金	<u>広告板</u> その他これに類する物件	(略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>広告版</u>その他これに類する物件</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	料金	<u>広告版</u> その他これに類する物件	(略)	(略)											
区分	料金																								
<u>広告板</u> その他これに類する物件	(略)																								
(略)																									
区分	料金																								
<u>広告版</u> その他これに類する物件	(略)																								
(略)																									
備考		備考																							
1・2 (略)		1・2 (略)																							
3 <u>重量が50キログラム若しくは1トン未満である場合又はこれに端数がある場合は、その満たない数又はその端数を50キログラム又は1トンとみなして算定する。</u>		3 <u>採取量、占用面積又は長さに1立方メートル、1平方メートル若しくは1メートルに満たない場合又はこれらに満たない端数がある場合は、その満たない数又は端数を1立方メートル、1平方メートル又は1メートルとみなして算定する。</u>																							
4 <u>表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル</u>		4 <u>占用の期間が1年未満である場合（当該期間が1月未満である場合を除く。）</u>																							

若しくは 0.01 メートル未満である場合又はこれらに 0.01 平方メートル若しくはは 0.01 メートル未満の端数がある場合は、その満たない数又はその端数を切り捨てて算定する。

5 占用の期間（当該期間が 1 月未満である場合を除く。）に 1 月未満の端数がある場合は、その端数を 1 月とみなして算定する。

6 占用の期間が 1 月未満である占用の占用料は、当該期間を 1 月とみなして算定し、その額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条の税率と当該税率に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 の税率を乗じて得た率とを合計した率（以下「消費税率等」という。）に 1 を加えた率を乗じて得た額をもって当該占用料とする。

7 1 件の占用料の総額が、100 円未満のものは 100 円とし、100 円を超える場合で 10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して算定する。

別表第 2（第 12 条関係）

2 占用料

区分	単位	料金
通路、作業場、材料置場その他原状のまま使用するもの	(略)	
(略)		

備考

1 採取量若しくは表示面積、占用面積若

又は当該期間に 1 年未満の端数がある場合は、月割りをもって算定する。この場合において、当該期間に 1 月未満の端数があるときは、その端数を 1 月とみなして算定する。

5 占用の期間が 1 月未満である占用の占用料は、当該期間を 1 月とし、月割りをもって算定して得た額に 100 分の 105 を乗じて得た額をもって当該占用料とする。

6 1 件の占用料が 100 円未満のものは、100 円とする。

別表第 2（第 11 条関係）

2 占用料

区分	単位	料金
通路、作業場、材料置場その他現状のまま使用するもの	(略)	
(略)		

備考

1 採取量、占用面積又は長さ に 1 立方メ

しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01立方メートル、0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満である場合又はこれらに0.01立方メートル、0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数がある場合は、その満たない数又はその端数を切り捨てて算定する。

2 (略)

3 占有の期間が1月未満である占有の占有料は、当該期間を1月とし、月割りをもって算定して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額をもって当該占有料とする。

4 2及び3の規定にかかわらず、海水浴施設及びバンガローについては、占有の期間が1月以上である占有の占有料は、日割りをもって算定して得た額とし、占有の期間が1月未満である占有の占有料は、日割りをもって算定して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額をもって当該占有料とする。この場合において、年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5 1件の占有料の総額が、100円未満のものは100円とし、100円を超える場合で10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して算定する。

ートル、1平方メートル若しくは1メートルに満たない場合又はこれらに満たない端数がある場合は、その満たない数又は端数を1立方メートル、1平方メートル又は1メートルとみなして算定する。

2 (略)

3 占有の期間が1月未満である占有の占有料は、当該期間を1月とし、月割りをもって算定して得た額に100分の105を乗じて得た額をもって当該占有料とする。

4 2及び3の規定にかかわらず、海水浴施設及びバンガローについては、占有の期間が1月以上である占有の占有料は、日割りをもって算定して得た額とし、占有の期間が1月未満である占有の占有料は、日割りをもって算定して得た額に100分の105を乗じて得た額をもって当該占有料とする。この場合において、年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5 1件の占有料が100円未満のものは、100円とする。